

平成 31 年 2 月 23 日(土)  
午前10時 00 分 ~午前11時 20 分  
昭島市立富士見会館 第一集会室

## 新清掃工場建設用地不発弾調査及び樹木伐採に関する説明会 議事概要

### 参加者

#### 【市 側】

(ごみ減量化担当部) ごみ減量化担当部長、新清掃工場準備室長、庶務係長、施設係長、  
施設係員 2 名、ごみ対策課職員 1 名、清掃事務所職員 1 名

合計 8 名

#### 【住民側】 7 名

合計 7 名

### 開会

司会：お時間となりましたので始めさせていただきます。初めに、本日の説明会におきましては、議事録や情報発信に必要なため、職員が皆様のお顔が映らない形で、後方より写真撮影をさせていただきます。また、説明会の様子を録音させていただきます。会場の方は、おたばこ、飲食はご遠慮いただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、改めまして、みなさん、こんにちは。本日は土曜日のお忙しい時間帯にご参加いただきまして、ありがとうございます。立川市新清掃工場建設用地不発弾調査及び樹木伐採に関する説明会を開催させていただきます。初めに、ごみ減量課担当部長の野澤よりご挨拶を差し上げたいと思います。部長よろしく願いします。

### 部長挨拶

ごみ減量化担当部長：みなさん、こんにちは。立川市でごみ減量課担当部長をしております野澤です。よろしく願いいたします。本日は、お忙しい中、また、土曜日の昼間にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

立川市では、平成29年3月に立川市の新清掃工場整備基本計画を策定いたしまして、現在、平成34年度内の稼働に向けまして、新清掃工場の設計と工事、また、その後の20年間の運営というものをまとめて発注する整備運営事業の事業者の選定作業を進めているところでございます。具体的には、昨年10月に入札の公告をいたしました。今年になりまして、先月の1月に、入札及び開札も行ったところでございます。現在、事業提案書の技術的な審査を進めておりまして、今後の予定としては、6月頃に契約の方を締結いたしまして、その後、事業者による本格的な事業着手というような流れになっております。

本日の説明会は、その事業着手の前に、立川市が現地の不発弾の調査、またそれに伴いま

す樹木伐採について説明をさせていただくものでございます。建設用地は、みなさんご存じのとおり、立川飛行場の跡地でございますので、今までにも昭島地区の土地区画整理事業、また、立川市役所の庁舎建設などの際に、不発弾の調査を実施しております。今回も同様に、事業及び周囲の安全を確保するためということで、行うものでございます。また、不発弾調査を行うにあたりましては、現状の樹木が支障になりますので、それらの伐採も行うということで、併せてご説明をさせていただくものでございます。

限られた時間とはなりますが、何卒どうぞよろしく願いいたします。

## 出席者紹介

司会より、ごみ減量化担当部長、新清掃工場準備室長、庶務係長、施設係長及び事業者2者の紹介並びに説明会の対応体制について説明。

## 説明

新清掃工場建設用地不発弾調査及び樹木伐採の内容について説明

1. 新清掃工場整備運営事業の進捗状況
2. 業務目的
3. 業務内容（不発弾調査業務・樹木伐採業務）
4. 業務スケジュール
5. 現況写真
6. 調査書の縦覧・意見書の提出について

以上について、パワーポイント資料を基に、新清掃工場準備室長より説明。

## 質疑応答

司会：質疑応答の時間にさせていただきます。ご質問等ある方は、挙手をしていただきまして、私の方でご指名をいたします。質問内容が他の参加者の方にも分かるよう、職員がマイクをお持ちいたしますので、マイクを通じてお話しください。質問が終わりましたら、マイクの方は、室長の方にお返し願います。それでは、ご質問、ご意見等のある方は挙手の方をお願いします。

住民：汚染土はどの段階で汚染土があるって分かったんですか。国がやった調査で分かったのですか。

室長：汚染部につきましては、調査自体は財務省が行っておりまして、平成21年か22年ぐらいだったと思います。今細かい資料がないのであれなんですけど。細かいデータを見させていただいたのは、最近そういうデータを改めて確認したので、確定できたのは今年度になってからかなと。

住民：環大部分緑は駄目だって。でもさっきの地図で行くと、汚染土があるとことこのところは桜の一番あついとこなんですよ。全体を占めているのも桜が一番多いんですよ。立川市さんが書いてある資料にも、そう書いてあるじゃないですか。なんで全部駄目なんですか。大体、どことどこが駄目なのか。昭島市だってちゃんともつ木とともたない木は、ちゃんと番号付けて言ってくれましたよ。

緑を残すと前部長の時代から言ってきたはずなの。自治会の検討委員会というのがあって、そういうものが全然反映してないで、今度は室長が、大部分駄目なような説明をしている。じゃあ、どこを残してどうするのかって。

室長：この部分については、施設整備をするにあたって、どうしても伐採しなければならない範囲ということになります。この部分については、当面は残したいと。当面というのは、ここの部分も含めて、緩衝帯オープンスペース・緑地というものを考えていくという話がありますので。ただ、この部分については、作業を考えた時に、どうしてもこの部分のスペースが必要になるので、まず樹木を切らざるを得ない状況がありました。そうすると、この部分については、作業に影響が今ないので、今すぐ切る必要もないし、残しておいて、最終的にここを整備するときにどうするかを決めて、今あるしっかりした木を残せばいいんだというふうな形で考えていました。

ところが、先ほどお話ししたように、この青みがかかった、緑がかかったところについては、汚染土があると。汚染土については、新しい施設整備の中で撤去することになります。また、今の段階で不発弾調査をしていくことがさらにどうしても業務を円滑に進めるために必要なんだと。これは応募を検討している事業者との意見の中でも出てきたものです。不発弾調査を行うためには、先ほど言ったように、基本的には樹木伐採しないとできない。なおかつ、ここについては、汚染土があるので、いずれ切らなければならないところなので、今回の中で伐採すると。ただ、先ほどもお話しした、この緑の部分については、当面、不発弾調査に支障にならないければ、樹木を残すことができるので、こういう部分については、樹木を今回の伐採の範囲から除いている形になります。ですから、ただし、先ほどからお話しているように、かなり樹木の状況が老朽化しているような形になっています。1メートル間隔で側線を取るときに、仮に直径が大きな木があった場合には、どうしても不発弾調査ができなくなる。できなくなるということは、将来整備するときに、木をどうするかはまだ分かりませんが、安全性で課題があるので、支障があるものについては伐採せざるを得ないという説明をさせていただいたところです。今お話があった、この辺には桜が多いとのお話がありました。その桜についても、状況がよければ残せると思います。ただ、現状を見て管理上、残すことによって調査に支障があるのであれば、それは伐採させていただきたいなと思っています。ただ、危険でない、不発弾調査にも支障がないということであれば、それは残すということも当然考え

るというふうに思っております。

住民：だから、残す木は、調査する気があるんですか。支障があるということは、今プロがいるんだから分かるでしょう。どこにどういう木があつて。

室長：支障があるかどうか、現地に入って、側線の取り方によって、支障少なくするかどうかもあるわけですね。樹木については、今回、清香園さんが受託しているんですけども、私どもから発注する時に、樹木の状況等を判断するために、資格を持っている方を業務にあててくださってということを仕様の中に入れてあります。ですので、国家資格、もしくは公的資格という条件をさせていただいております。今回、清香園さんの方は、樹木医と一級造園施工管理技士という資格持っていますので、その中で、管理上問題がないであるとかというような木を残しておく。調査に支障がなくて、影響がない木を残すということを考えています。

住民：清香園さんが、それだけのデータが出ているんだしたら、何であれしないんですか。

じゃ、清香園さんいるから、清香園さんはどこを残すのか、重点的に切るのか、入札は終わっているわけなんだから。

室長：どことどこを残すのは、現地に入ってみなければ、木の状況は分からないんですね。環境影響調査の結果とか、そういうものは、木が何本、どういう木がどのような感じで植生しているかで、木の大きさしか見てなくて、木の健全度は見てないんですよ。ですから、あくまでも、現地に入って側線を引いて、その側線に当たらなくて、なおかつ管理とか、木の勢いとか、そういうものに問題がなければ残すことができるけれども、そうでなければ、管理上としても伐採せざるを得ないだろうというふうに考えます。

住民：清香園さんは、入札で取っていますよね。入札の内容があるじゃないですか。では、随意契約なんですか。一日一日入ってみたら、これだけかかりますよ。伐採しますよ。運び出しにこれだけかかりますよ。ある程度、入札だから金額ってものがあるわけでしょ。現地に行かなければ分からないものを、何で応札できたんですか。清香園さんは現地に行っていないの。

室長：基本入札になっていますので、残す、その辺も含めて、仕様の中に書いてあるんですね。このように、今お話したことを仕様の中に書いた形で入札に参加していただいています。清香園さんは、今現在、事前に入っています。

ただ、仕様書の中に、こういう木がありますよというふうなお話は書いてありますけど、木の状況については書いてないんですね。ただ、残す、木を切らなければいけない範囲と、木を残すことができ、その分についてはこういう状況で木を見て、伐採する木、しない木を剪定するんだということは、仕様の中に書かせていた

だいているので、それを踏まえての入札ということになります。

住民：緑の問題だけで、もう清掃工場は作ることを分かっているんだからいいですよ。今ある緑を残して、何を、利用できるものは、そういうものを示さないで、入札が終わりました。樹木医もいます。現地に入らなきゃ分からない。現地説明会をやり、入札も価格もある。こんな金額で入札したのではおかしいじゃない。応札。落札したんじゃ。緩衝帯でしょ。これで行って、工場作るのに、この辺は邪魔になるからって緩衝帯の方を完全に更地にしますと。三角は、昭島の方の部分、三角になっているとこ、桜が一番あついとこじゃないですか。

室長：桜があるところはあると思うんですけども、見るとかなり老木化しているんだろうなとは思いますが。ただ、先ほど言ったように、昭島市域については、オープンスペースと緩衝帯とこのような形なっています。一般的に考えると、この辺をオープンスペースにすることが、こちらの建物を作ったときには、非常にいいのかなあ。あと、緩衝帯というのは、一般的には建物と施設と周り分割するような形なので、イメージとしては周囲に来るだろうと。緑地は要所要所に入れるんだろうというふうに考えています。ですので、この部分については、最低限作業場必要なところのカットをして、そのほかの分については残すことを考えていたと。この残した部分を含めて、この昭島市域については、整備の計画を立てた中で、最終的に方向性を決めると考えています。ただ、先ほどからお話しているように、この部分については、もうここには汚染土壌が出てしまっているんで、これは撤去しなければならない。撤去するにあたっては、木を切らなければならないというのは、ご理解いただけるのかなと思っています。

あと、こういうところにも、塗装があるような状況で、この中に桜があつて影響がないということであれば、不発弾調査に影響がないということになれば、当然それは今回の業務の中で残すことができるだろうと。それが、次の整備の時にどういうふうにするのかは、また、立川市としてその計画を示させていただいて、これは残しますよ。この木はもう老木で駄目だから、新しい同じような木を植えて、みなさんで育てましょうというふうなお話にもなるのかなと思っています。昭島市さんとの話では、オープンスペース、緩衝帯、緑地等とするというふうに覚書交わさせていただいているので、そういうふうに決まっていますけれども、そこから先について、具体的な案も何も決められていない部分もありますので、それは決めていくときに、立川市としての考えは、皆様にお示しした中で、ご意見をいただくことになるのかなと思っています。

司会：一旦、今ほかの方のご質問もございますので、それで、ほかのご質問あれば、また挙手の方をお願いします。いかがでしょうか。前の方、お願いします。

住民：不発弾は、1.5メートルの深さでやる。立派な木だったら、そこに不発弾があることはないかなと思うんです。逆にその下に不発弾がある可能性はあるんですか。なければ、必然的に、むしろ小さい木はしょうがないにしても、いい木は残したいのが普通の考えだから、それと不発弾のときに邪魔になるっていうのと、ぶつかることはあり得るのかなって。

室長 不発弾調査は、先ほど1メートル間隔で側線を設定するというふうなお話させていただきました。その時に、概ね1.5メートルまでの範囲の不発弾があるかどうか分かるということで、真下になくても、その周囲、真下にあるかどうかは別として、その近くにあるのであれば、調査しなければいけない。あと、木がいつから植わっているかが、実は分からない部分もあるわけですね。大きいから、そもそも戦前からあった木だろうっていうふうに判断できるかどうかという問題があるので、ただ、お話したように、1メートル間隔で側線をやるので、その1メートルの中にもうまく木が入った場合には、木の状況が良ければ残す意味があるんですけど、仮にその側線の上に来てしまえば、当然支障が出てきてしまうので、切らざるを得ない。ただ、その側線を任意に1メートル、50センチだっているというふうなことはできないので木を残すことは難しいんだと。逆に言うと、木の周りについてのやりづらいつこは、先ほど言った、磁気探査という形のほかに、金属探知機を使って、補助的にやったりもするんですけども、なかなか難しい部分はございます。先ほど言ったように、緑色の部分については、支障がないものについては、できるだけ残せればなどは思っています。

エービーコンサルタント

エービーコンサルタントの〇〇と申します。不発弾調査を専門にやっております。不発弾は、特に爆撃機から落とされて、着地して、ローム層のやわらかい層の中を真下に潜っていくものとは限らず、地中でかなり横に移動して止まるものですので、可能性として、大きな木の下に潜り込んでいる可能性はないとは言えないです。

住民：室長が言われたとおり、とりあえず、汚染土の状況だとね、2段階でやるみたいなのを言っているんだけど、2段階でやるんですか。の木はそのままにしとして、昭島市と話し合っ、また次の状況に行くんですか、将来。もう期間がないでしょう。全部切っちゃいたいんでしょう、本来は。そうすれば一番楽なんで、それと、昭島市とはまだその協議はできてないってことでしょ。

室長：2段階ですということか、今回の、新清掃工場の整備運営事業については、新清掃工場を作ってくださいということだけなんです、書いてあるのは。この部分に

については、作業の作業ヤードとして、将来的にはオープンスペースになるので、このぐらいについては使っていいですよ。そこまでしか書いていなくて、昭島市域については、何か整備してくださいということは何も書いてないんです。ただ、昭島市域についても、こういう昭島市域、立川市域、汚染土があるので、汚染土についてはこの施設整備する事業の中で速やかに撤去してください。これは安全の面からも早く撤去した方がいいという判断がありますので、撤去してくださいということを書いています。この部分の整備については、何もなくて、とりあえず一旦は整地して、工事後は整地しておしまいというふうな形になっています。工事と並行しながら、この部分をどうしてくかというのは、立川市で検討しながら、ある程度方向性が出れば、皆様にこういう方向性で整備していくことを考えていますという説明会を行っていくこととなります。

住民：だから、もうこれだけ調査をして、もう全部切るわけでしょ。曖昧な言い方しているけれども。前の法務省の施設、ここが昭島市の一号公園も、その富士見通りにある桜も駄目だって言われたんですよ、専門家に。地下があれして、そしたらきれいにやったら今も生きているんですよ。古い木は駄目だなんて、そんなものは一番簡単ですよ。全部切って、1.5メートル、胴回り幾らって植えていけば検査は通るんだから。データが出てねえんだから、素人には分かんないでしょ。

室長：先ほどからお話しているとおり、この白いところは切ることが前提です。施設の整備上、切らざるを得ない。この水色と緑も、水色と、この部分、汚染土壌あるところも切ることが前提です。この緑のところについては、現状では不発弾調査の支障のないものについては、残せるのであれば残しますよ。その次の段階については、この整備計画を立てる時に考えますよと。こういう木があつて、不発弾調査の後の時に支障がなくて残せたから、残せた木についてはこういう活用します。やっぱり調査してみたら駄目だから切りますというな、その次の段階での判断になります。

やはり、残せるものは残したいし、元々歴史があり、長い期間生きている木ですから、それをそう簡単に切るのもどうかと思いますから、とにかく、事業調査の支障に、現在、現段階にならないものは、一旦は残して、次の本当にここをやるときにどういうふうにするのかを決めるときに、最終的に判断する。それをみなさんに、こういうふうな格好でやりますよっていうふうなお話を説明した中で決めることになるんだろうと。そういうふう考えています。

住民：要するに、木があつたら邪魔になるから、現地で判断ということでしょう。けど、清香園さんの方が早く乗り込むわけでしょう、現場にも。調査は後でしょう。では、その段階で、清香園さんが見て、例えば地元、自治体となり、自治会に、これは残りますよ。これはやばいですよ。駄目ですよ。そういうものを次の説明会じゃなくても、

ないんだから。そのうちに、桜が咲いているところを切るようになります。そうでしょう。清香園さん。プロだったらそう思わないですか。ここで咲くんですよ。咲くもの、その時に伐採するんですよ。じゃ、伐根までやるんですか、清香園さん。

室長：今回するのは、汚染土壌があるので、伐根まで行わないです。あくまでも、不発弾調査の支障になるので、その部分の上の部分の部分を切ると。なにゆえ今回伐採する事業と不発弾調査を一緒にしているか。これは、先ほどからお話しているとおり、いや、選考しているんだったら、同じ時期に発注しないで、先に伐採だけやって、その後不発弾調査を出せばいいだけの話なんですね。ところがこれ一緒にやっているのは、お互いこれは残せるもんだったら残したい考えの中で、不発弾調査に支障があるのかないのかを打ち合わせしながらできるということがあるので、同時に発注しているというところがあるんですね。いや、邪魔だから切るんでしょうっていうふうなお話されてしまっていますけども、そうじゃなくて、まずは、両者一緒にやった中で、残せるんだったら残すよ。どういう計画で行くのというのを確認しながらやるために、同じ時期に発注しているので、ご理解いただければと思います。

住民：いや、同時に残すとか、それは調査、先にやるべきじゃないですか。桜があつところと、あるいは、データ出ているんだから、それから1年経っているわけだから、もうプロを入れて、清香園さんでも立ち会って、これは大丈夫だね、どんどんやれば残せるものはデータとして出るわけですよ。その法務省の後の昭島の公園も、建物の横から出ている木だから全部駄目だよ、どうのこうのってあったんだけど、残してもらったら今、元気ですよ。桜はちゃんと咲きますよ。

室長：ですから、先ほど言っている緑のところについては、残せる木かどうかっていうのは、まず見ます。ただ、その時に、その木がどういうふうな状況になって、調査に影響するのかもしれないかは、確認した中で、残せれば残す。残せなければ残さない。逆に、計画をそれに合わせて変更できるのかできないのかも、一緒に発注しているからできるのであって、先ほどから言っているように、残すか残さないかは、先に決められ、先に残す木を決めてというふうなことはまずできない。残せる可能性がある木は決められますけど、それに合わせて計画を変えて、残せるのであれば残しますが、どうやっても残せないのであれば、やはり切らざるを得ないことはご理解いただかなければならない。

住民：土は出さないんですか、汚染土。

室長：今回は不発弾調査のために伐採までで終わります。その後の本体工事、施設整備の中で、汚染土の撤去は行うということになります。



住民：お願いなんです、清掃工場反対じゃないんです。来てくださいますかと言えないけれども。こういう曖昧な説明で、切ったらおしまいなわけですよ。行ってみたらもう更地だった。それではちょっと悲しすぎる。こういうものを、こんな説明で納得するんじゃないで、再度説明会をする。中を調査してね。次の説明会を、桜咲く前に求めます。

部長：今回、ご説明で、前提がお分かりにくいところもあったかと、今反省しているんですけども、赤いところが新しい清掃工場の敷地です。今現在、事業者を選ぶところで、具体的に事業者に画を描かせているのは、立川の行政区域だけです。それはここに清掃工場をつくりますので。その敷地内に緑地も整備しなきゃいけない。緑を確保しなければいけないということで、そこまでここは画を描かせています。昭島市の市域については、昭島さんとも覚書を結んでいただいている中で、緑地だとか、緩衝帯だとか、あとは防災機能を持ちますので、やはりオープンスペースがあった方がいいだろうということで、その三つを覚書の中では書かせていただいています。我々はそれをしっかり守ろうと。

オープンスペースを作るときに、どうせここに清掃工場があるので、なるべく清掃工場に近いところにオープンスペースがあった方がいいなということで、この部分は将来的にまず市としてオープンスペースにしたいという考えを持っています。ここはもうオープンスペースにするので、事業者が工事する際には、ここを作業ヤードとして使っていくということを今回条件と一緒に出させていただいています。なので、今回お示したこの白い部分については、清掃工場を作る中で、これはもう切らざるを得ないという形で、切るということで作業を進めます。ただ、先ほど来お話があったように、なるべく緑を残してほしいというご意見は私も聞いていますので、その努力を我々はするべきだろうということで、まずはここを緩衝帯として残すエリアを、ある程度物理的に確保する必要があるんだというのが一つです。ただ、この濃いところにはもう鉛が既にあるということですので、そこは将来的に土を搬出しなきゃいけないので、やはり作業をいつか分けて出すよりは、一度に作業はした方がいいだろうということで、こちらの工事のときに、鉛が既に出ているので、この鉛は搬出すると。併せて、ここも搬出してくださいという条件を付けた。なので、今回切るところまでは、一緒にやりますということです。ただ、ここは、そういう条件、先ほど言った、工事には関係ないし、汚染土壌も出てないところは、今回不発弾探索をやるには、正直ない方が効率もいいし、作業はしやすいんですけども、ここは残す努力をしますということです。

住民：とにかく、その上の部分の汚染土、そこを伐採は先やって、次の運び出しは基礎工事のときやる、二度手間にやるんだったら何にも今切らなくてもいいじゃない。不発弾のあれ。だから、あのマス目に、碁盤の目にやって行って、どれとどれが残る。

調査会社に聞けば、まっすぐ末端を落ちない。横に行くかもしれない。根の下にもあるかもしれない。そんなことを言っていて、いや、清香園さんがどれとどれを残す。じゃ、一緒に調査をしなきゃ駄目です。どこに潜っているか分からない。

室長：不発弾調査については、全域行います。先ほど言ったように、緑色の部分についても、不発弾調査に支障がないものについて、できるだけ残したいと。それは、郷土種であったり、ちゃんと管理ができる木を残すんですよとご説明をしたんですけども、うまく通じてなかったのかな。

住民：通じているわけじゃなくて、データがないでしょ。例えば、そこに、木に番号を付けて、樹枝を付けて、これはいらんいんではないの。そういうふうに残すのはこれだけですよって、例えば、そういう説明があれば納得するんですけど、これだけの期間があって、大体不発弾なんてものは一番最初に調べるもんでしょ。そうじゃないですか。

室長：今日の説明会の目的は、不発弾の調査をやるについては、木をほとんど切らざるを得ないという環境にあるので、急に現場が木切り始めた、何やっているんだっていう話になってしまうので、そこはしっかり、まず、木を切るということを含めて、不発弾の調査であるということをお知らせしようというのが、まず今日の目的です。多分、今言われているのは、それだけじゃなくて、もっとピンポイントで具体的にどれを残す残さないという情報も含めて、我々に教えてもらわないと、説明会としてうまくないじゃないかということですね。

住民：ないじゃないですか、データが。全部切るというような前提じゃないですか。

室長：今回、切ることを前提に説明が伝わっていますので、ここのエリアは、そういう意味で言うと、不発弾の調査に支障がないものについては残しますということを、今日、我々は申しあげています。

住民：だから、室長は、一応残してみても、様子見るみたいなこと。

部長：様子を見るというか、将来は、今回まず残した残さないかっていうところをしっかりとやります。将来、この部分をどう整備するかということまで、まだ決定していませんので、その時にまた整備内容に応じて、引き続きそれをしっかりと残しといた方がいいのか、場合によっては違う木に変えた方がいいのかは、将来の設定はしますので、今回はまだ、不発弾をするという途中段階のところ、残せるものをしっかりと残していくっていう考えです。

住民：一号公園は大きい木もあるし、そういうもので落ち着きがあって、非常にいい公園なんです。財務省は意見を聞いてくれました。ちゃんとそれをやってくれるのが普通なんです。行政なんです。だから、帰りに見てってくださいよ。一号公園を。説明がおかしいんですよ。今からみたいなこと言って、今調査中だって言った

でしょ。残せるような木を。だから、とにかく、次に何らかのデータを持って説明会をやってくださいよ。

部長：その場を設定できるのか、今は分かりませんが、ちょっと申し訳ないです。調整させていただいて、こちらの方から、いつ情報をお知らせしたいというふうな形になるかは、また会長さんを通じてご相談させてもらってもいいですか。なるべく現地でまずは分かるような状況を作る努力はしてみたいと思いますので。

## 閉会

司会：時間等もございまして、質疑応答の時間はこれで終了させていただきます。本日、説明の方ご参加いただきまして、ありがとうございます。本日お配りした資料の最後に、新清掃工場準備室ということで、連絡先の方を掲載しました。今後、本事業に関するご質問などは、こちらの方にご連絡、お問い合わせのご連絡をいただければと存じます。また、立川市のホームページを通じて、準備室の方に質問ができることになっておりますので、そちらの方もご検討ください。

それでは、これで本日の住民説明会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、ご参加いただきまして、誠にありがとうございました。